

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、町が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、一般財団法人地域総合整備財団(以下「財団」という。)の支援を得て民間事業者等に供給する無利子貸付資金(以下「地域総合整備資金」という。)の貸付業務の実施に当たりその基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

第2章 貸付条件等

(貸付対象費用)

第2条 貸付の対象となる費用(以下「貸付対象費用」という。)は次に掲げるものとする。

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用(人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。以下同じ。)

(貸付対象事業)

第3条 貸付対象となる事業(以下「貸付対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する民間事業者等による事業であって、かつ、町長が定める地域振興民間能力活用事業計画(様式第1号)に特に活力と魅力ある地域づくりの推進のため必要なものとして位置づけられたものとする。

- (1) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの
- (3) 事業の貸付対象費用の総額(用地取得費を除く。)が1,000万円以上のもの
- (4) 用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの

2 前項に規定する事業のうち、次の各号に掲げる施設を整備する事業は、原則として貸付対象から除外する。

- (1) 第三者に売却又は分譲することを予定する施設
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗特殊営業の用に供される施設

(貸付対象者)

第4条 貸付対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

(貸付額)

第5条 貸付対象事業1件当たりの貸付額は、概ね300万円以上とし、10.5億円を限度とする。ただし、貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、当該貸付対象事業が複数の施設を一体的・複合的に整備するものである場合には、1件当たりの貸付額は15.7億円を限度とする。

2 貸付対象事業 1 件当たりの第 2 条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額(ただし、用地取得費を第 2 条第 1 号に規定する設備の取得等に係る費用の 3 分の 1 を限度として同号に規定する費用に算入することができる。)の 35 パーセントを限度とする。

3 貸付対象事業 1 件当たりの第 2 条第 2 号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業 1 件当たりの貸付額の総額の 20 パーセント(貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては 50 パーセント)未満とする。

4 1 件当たりの貸付額は、100 万円未満の端数をつけないものとする。

(貸付利率)

第 6 条 貸付利率は、無利子とする。

(貸付対象期間)

第 7 条 貸付対象期間は 4 年以内とする。

(償還期間等)

第 8 条 貸付金の償還期間は、15 年(5 年以内の据置期間を含む。)以内とする。

(償還方法等)

第 9 条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還するものとする。

(債権の保全等)

第 10 条 町長は、貸付けに係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

(貸付けの方法)

第 11 条 貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

(遅延利息)

第 12 条 借入人が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年 14 パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

(繰上償還)

第 13 条 借入人は、次の各号の一に該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人若しくは保証人が支払いを停止したとき又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 借入人若しくは保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

2 借入人は、次の各号の一に該当する場合で、町長が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人が町長の定めた地域振興民間能力活用事業計画に反したとき。

(2) 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

- (3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。
- (4) 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。
- (5) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。
- (6) 借入人がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。
- (7) 借入人に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき又は競売の申立てがあったとき。
- (8) 借入人が解散したとき。
- (9) 保証人が前3号に定める事由の一に該当したとき。
- (10) 前各号のほか、町において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第3章 貸付手続等

(借入申請)

第14条 地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、地域総合整備資金借入申込書(様式第2号)及び事業計画書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、町長に申込みを行わなければならない。

- (1) 事業者概要書(様式第4号)
- (2) 設備の取得等及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用並びに資金調達に係る計画書(様式第5号)
- (3) 年度別損益・資金収支計画書(様式第6号)
- (4) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
- (5) 連帯保証予定者の意見書(様式第7号)
- (6) その他貸付審査に当たり必要な補足資料

(貸付けの決定)

第15条 町長は、地域総合整備資金の貸付決定に当たって、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査・検討の結果を参考にするものとする。

(貸付決定の通知等)

第16条 町長は、資金の貸付けを行うことを決定した申請者に対しては、地域総合整備資金貸付決定通知書(様式第8号)を交付し、貸付けを行わないことを決定した申請者に対しては、この旨を通知するものとする。

(事情変更による決定の取消)

第17条 町長は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考とすることとする。
- 3 前条の規定は、第1項の処分をした場合に準用する。

(貸付金の交付)

第 18 条 貸付金の交付は、金銭消費貸借契約締結の後、一括して、町長の指定する借入人名義金融機関口座への振込みの方法により行う。

第 4 章 貸付金の管理

(貸付金の管理)

第 19 条 町長は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行い、借入人に報告を行わせることができる。

第 5 章 事務の委託

(貸付け等に係る事務の委託)

第 20 条 町長は、法令の定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

(事務委託の手続)

第 21 条 前条に規定する委託に際しては、町長は、財団と委託契約を締結する。

(補則)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は公布の日から施行する。

(過疎地域等における貸付額の特例)

2 令和 3 年 3 月 31 日までの間は、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する「過疎地域」（第 5 条第 6 項、第 7 項及び附則第 7 条に該当する場合を除く。）又は同法第 33 条第 1 項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合若しくは境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域若しくは同法同条第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域（第 5 条第 6 項、第 7 項及び附則第 7 条に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第 5 条第 1 項及び第 2 項の適用については、同条第 1 項中「10.5 億円」とあるのは「13.5 億円」と、「15.7 億円」とあるのは「20.2 億円」と、同条第 2 項中「35 パーセント」とあるのは「45 パーセント」と読み替えるものとする。

様式第1号(第3条関係)

(単位：百万円)
年度案件

地域振興民間能力活用事業計画

(ふりがな) 貸付対象事業名 (民間プロジェクト名)	()				
貸付予定団体名(事業地域名)	()				
(ふりがな) 民間事業者等名					
連帯保証予定者					
	総額	年度分	年度分	年度分	年度分
設備投資等の総額					
貸付対象事業費					
(うち用地取得費)	()	()	()	()	()
(うち付随費用)	()	()	()	()	()
ふるさと融資希望額					
民間金融機関等借入金額					
補助金額					
ふるさと融資比率	%	%	%	%	%
貸付対象事業の概要(設備の取得等の期間：着工 年 月 日～ 年 月 日)					
敷地(開発)面積 m ² (うち賃借面積 m ²) 建物構造					
建物延床面積 m ² (うち賃借面積 m ²)					
当該団体において支援しようとする趣旨・目的					
当該事業の基本計画等での位置づけ等					
当該事業による地域の振興効果等					
稼働時における新規雇用者増加数 人(年 月 日稼働予定)					
(うち直接雇用者増加数 人、うち間接雇用者増加数 人)					
当該市町村の状況		類似団体の類型		財政力指数	
人口 人	高齢化率 %	人口増減率 %			
就業人口 人	1次 %	2次 %	3次 %	人口1人当たり所得 千円	
事業地における地域指定の状況(該当箇所には○を付ける)	過疎・みなし過疎 離島 特別豪雪 地域再生計画認定地域 定住自立圏 東日本大震災被災地域 連携中枢都市圏				
貸付団体の財政状況	標準財政規模 百万円		財政力指数		
経常収支比率 %	実質公債費比率 %				

年 月 日

綾川町長 様

郵便番号
住 所
申込者 名 称
代表者名
電話番号

地域総合整備資金借入申込書

地域総合整備資金貸付要綱に基づき、地域総合整備資金を下記のとおり借り入れたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、一般財団法人地域総合整備財団及び地方公共団体金融機構が下記借入に係る総合的な調査・検討を行うことを了承します。

記

- 1 貸付金の額 円 (年度)
- 2 事業名 ○ ○ ○ ○ 事業
(事業内容については、別添「事業計画書(様式第3号)」のとおり。)
- 3 借入希望条件
 - ① 借入希望時期 年 月
 - ② 借入希望期間 年 月(15年以内)
 - ③ 据置希望期間 年 月(5年以内)
- 4 連帯保証予定者名
法人名

【担当連絡先】

所属名	
担当者名	
電話番号	
F A X	
E-Mail	

様式第3号(第14条関係)

事業計画書

(ふりがな) 事業名			
(ふりがな) 事業者名			
事業地			
設備の取得等の期間	着工・着手	年 月 日、完成	年 月 日
稼働予定年月日	年 月 日		
貸付対象事業を含む全体事業の概要及び当該事業者の事業展開戦略上の位置づけ			
貸付対象事業の内容			
敷地(開発)面積	m ² (うち賃借面積	m ²)	建物構造
建物延床面積	m ² (うち賃借面積	m ²)	
雇用効果	新規雇用増加数	稼働時	人
	うち直接雇用	稼働時	人、間接雇用 稼働時 人
その他関連事業の内容			
地域振興の効果及び当該地域との今後の関係についての考え方			

事業者概要書

(ふりがな) 事業名									
(ふりがな) 事業者名		(系列) (上場 証 部 , 非上場)							
代表者名		略歴 (年生) 兼職							
役員									
資本金・基本財産等 従業員数		百万円 名			設立年月日 創業年月日				
本社所在地									
出資・出捐構成									
主要事業の概要									
主要仕入先				主要販売先					
部門別 売上高 推移	決算期(年/月)	/ 期 (比率)		/ 期 (比率)		/ 期 (比率)			
	1 対象事業部門 ()	(%)		(%)		(%)			
	2	(%)		(%)		(%)			
	3	(%)		(%)		(%)			
	4	(%)		(%)		(%)			
	5	(%)		(%)		(%)			
その他 共 合 計		(%)		(%)		(%)			
損益状況	売上高	売上総利益	営業利益(同利益率)	経常利益	税引後利益	繰越利益	減価償却		
/ 期			(%)						
/ 期			(%)						
/ 期			(%)						
今期見込			(%)						
財務状況	流動資産 (うち現預金)	()	流動負債 (うち借入金)	()	借入金 残高	金融機関等		借入	
	固定資産		固定負債 (うち借入金)	()			長期	短期	
	繰延資産		純資産 (うち資本金)	()					
	資産合計								
特記事項等					/ 期	その他			
						合 計			

様式第5号(第14条関係)
設備投資等及び資金調達計画書

年度案件

事業名		事業者名		(単位:百万円)					
設備投資等内訳	費用区分	所要額	支払いベース					備考	
			年度	年度	年度	年度	年度		
設備投資等内訳	貸付対象事業費	設備の	用地取得費 A						
			計 B						
	付随費用	人件費							
		賃借料							
		保険料							
		固定資産税							
		支払金利							
	リース料								
	計 C								
	計(B+C) D								
貸付対象外事業費	用地取得費								
	消費税								
	計 E								
合計(D+E) F									
付随費用の比率(%)C/D×100									

資金調達内訳	資金区分	調達額	年度					備考	
			年度	年度	年度	年度	年度		
資金調達内訳	貸付対象事業費	借入総額	地域総合整備資金 G						保証料率%
			民間金						
			計 H						
	計(G+H) I								
	その他	補助金 J							
		借入金計							
		自己資金							
		その他()							
	計 K								
	計(I+J+K) L							Dと一致すること	
貸付対象外事業費	借入金計								
	自己資金								
	その他()								
計 M									
合計(L+M) N							Fと一致すること		
融資比率(%)G/(L-J)×100									

設備投資等及び資金調達計画書 付表

1 事業計画

項目	時 期	項目	時 期
土地取得（賃貸）	年 月		
土地造成（着工）	年 月	造 成 （ 完 成 ）	年 月
工 事 契 約	年 月	支 払 時 期	年 月
”	年 月	”	年 月
”	年 月	”	年 月
着 工 時 期	年 月	完 成 時 期	年 月
営 業 開 始 時 期	年 月		

2 許認可関連（不要の場合は「不要」と記入すること。）

項目	内容	許認可先	時期
開発許可 建築確認 環境アセスメント その他（ ）			

3 国・地方公共団体からの補助金（ふるさと融資対象案件が国・地方公共団体から補助を受ける事業の場合、以下に具体的に記入すること。）

補 助 者 _____ 補助金名 _____ 補助金額 _____ 百万円
 補 助 者 _____ 補助金名 _____ 補助金額 _____ 百万円
 補 助 者 _____ 補助金名 _____ 補助金額 _____ 百万円

4 関係機関担当者一覧

項目	名 称	支 店 名	担 当 者	T E L	F A X
保証機関					
民間金融 機関等借 入金融資 機関					

様式第 6 号(第 14 条関係)

年度別損益・資金収支計画書

(1)年度別損益計画—本プロジェクトベース

事業名		事業者名	
-----	--	------	--

(単位：百万円)

		決算期（年/月）																		備考	
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		合計
損 益 計 画	売上高	a																			<売上高算定根拠>
	費用	b																			<費用算定根拠>
	人件費																				
	原材料費																				
	減価償却費																				
	その他																				<その他>
営業利益(a-b)	c																				
支払利息等	d																				
経常利益(c-d)	e																				

- (注) 1 今期以降、ふるさと融資が終了する決算期までの全期間の損益計画について記載すること。その際利用しない列については削除すること。
- 2 計画を記載するに当たって、5年間経過後については前年同額で計画額を記入してもよい。
- ただし、具体的な計画等（例えば、本プロジェクトの第2期追加投資の増収効果等）がある場合には、その事情を加味して記入すること。

年度別損益・資金収支計画書

(2)年度別損益計画・資金収支計画－全社ベース

事業名		事業者名	
-----	--	------	--

(単位：百万円)

		決算期 (年/月)																			備考
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	合計	
損益計画	売上高	a																			<売上高算定根拠>
	本プロジェクト																				
	既存事業等																				
	費用	b																			<費用算定根拠>
	人件費																				
	原材料費																				
	減価償却費	c																			
	その他																				
	営業利益(a-b)	d																			
	経常利益																				
税引後利益																					
利益留保	e																				
内部留保(c+e)	f																				
内部留保累計																					
資金収支計画	資金収入	f																			<その他>
	内部留保																				
	長期借入金等																				
	本プロジェクト																				
	その他																				
	社債発行、増資、等																				
	資金収入計	g																			
	資金支出																				
	設備投資																				
	本プロジェクト																				
その他(更新投資等)																					
長期借入金返還																					
本プロジェクト																					
その他																					
社債償還、等																					
資金支出計	h																				
差引過不足(g-h)	i																				
過不足累計																					

- (注) 1 今期以降、ふるさと融資が終了する決算期までの全期間の損益計画について記載すること。その際利用しない列については削除すること。
 2 損益計画を記載するに当たって、5年間経過後については前年同額で計画額を記入してもよい。
 ただし、具体的な計画等(例えば、本プロジェクトの第2期追加投資の増収効果等)がある場合には、その事情を加味して記入すること。
 3 損益計画・資金収支計画の項目名は変更しないこと。また資金収支計画(資金収入計)の「社債発行、増資、等」の内訳を備考欄<その他>に記入すること。

綾川町長 様

住所
連帯保証予定者 名称
代表者名

地域総合整備資金貸付に係る意見書

×××× が実施する
○○○○ 事業についての
当 の意見は別紙のとおりです。

なお、××××に対する債権保全のために、貴町に損失補償を要求することはありませんので、念のため申し添えます。

(別紙)

項 目	意 見
1 事業者の業績及び業況	
2 本プロジェクトの妥当性	
3 総合所見	

様

綾川町長

地域総合整備資金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記資金の貸付けについては、下記のとおり貸付けを行うことを決定したので通知します。

記

- | | | | | | | |
|---|---------|-----|----|---|---|--------|
| 1 | 貸付金の額 | 金 | | | | 円也 |
| 2 | 貸付対象事業名 | ○ | ○ | ○ | ○ | 事業 |
| 3 | 貸付年度 | | 年度 | | | |
| 4 | 償還日 | 第1回 | 年 | 月 | 日 | (金額 円) |
| | | 最終回 | 年 | 月 | 日 | (金額 円) |
| 5 | 連帯保証者 | 住 所 | | | | |
| | | 法人名 | | | | |